

## 平成26年度第2回療育支援専門部会 議事概要 (H26.7.2)

- 1 開 会
- 2 議 事
  - (1) 報告事項
    - ・小児等在宅医療連携拠点事業の実施スケジュールについて
  - (2) 審議事項
    - ・第五次千葉県障害者計画の骨子（案）について
  - (3) その他
- 3 その他
  - (出席) 大木委員、小野委員、小島委員、佐藤委員、田熊委員、田中委員、早坂委員、松井委員、松山委員、森山委員、渡邊（哲）委員、渡辺（玲）委員、竹中オブザーバー
  - (欠席) 石井委員、金崎委員、鈴木委員、谷口委員、前田委員、前本委員
  - (傍聴者) 1名

(19:56 終了)

### ○会議概要

#### 議 事

##### 【障害福祉課 澤田副課長】

定刻になりましたので、平成26年度第2回の療育支援専門部会を開催させていただきます。本日進行を務めさせていただきます、障害福祉課副課長の澤田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。皆様方、大変多忙な中御出席いただきまして、ありがとうございます。本日の部会は、石井委員、金崎委員、鈴木員、谷口委員、前田委員、前本委員は欠席との連絡を頂いております。本日、課長につきましては別の会議が重なっており、欠席させていただきますのでご了承願ひます。また、前回もお願ひいたしました、御発言いただく際には、はじめにお名前をおっしゃっていただけてから発言いただくようお願いいたします。録音を基に議事録を作成する関係から、御協力をよろしくお願ひ申し上げます。それでは、以降の議事進行につきまして、佐藤部会長にお願ひしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひします。

##### 【佐藤部会長】

みなさん、こんばんは。お忙しいところありがとうございます。今回は、前回いただきましたご意見・ご質問等を踏まえた形で事務局の方から、また、ご提案がございますので、議論を尽くしていただきたいと思っております。それでは、お手元の次第の議題の（1）報告事項、小児等在宅医療連携拠点事業実施スケジュールということで、事務局の担当の方からご説明をよろしくお願ひします。

【障害福祉課 澤田副課長】

説明の前に、前回ご欠席だった委員の方もいらっしゃいますので、大変恐縮ですけど、順番に自己紹介いただければと思います。

・委員の自己紹介

【障害福祉課 橋本班長】

資料 1 - 1 「平成 26 年度小児等在宅医療連携拠点事業の採択について」及び資料 1 - 2 「小児等在宅医療連携拠点事業の実施スケジュールについて」を説明

【佐藤部会長】

ありがとうございました。本日は谷口委員がご欠席ということで、詳しい方がいらっしゃらないのですが、委員の皆さまからご質問やご意見等いかがでしょうか。ないようですので、私の方から 2 点質問をさせていただきたいのですが、一つは多職種事例検討会の案内を特別支援学校に出していただきたいということと、もう一つは患者・家族への個別支援とありますけど、このような事業は最終的には当事者の満足度が大事になると思いますので、是非、この個別支援の所で当事者の家族の方のご意見等も把握をしていただければと思った次第です。

【障害福祉課 橋本班長】

今、頂きましたご意見を今年度進めていく中で、対応していきたいと考えております。

【佐藤部会長】

それでは、今日の大きな柱であります審議事項ということになります。第五次計画につきまして前回ご意見を頂戴しました。それにつきまして、事務局の方々が策を練って下さいましたので、ご説明をいただきたいと思います。

【障害福祉課 澤田副課長】

資料 2 「療育支援専門部会担当分の骨子（案）」を説明。

【障害福祉課 石村副主幹】

資料 3 「第五次千葉県障害者計画課題等とりまとめ表」を説明。

【佐藤部会長】

ありがとうございました。前回出た意見を網羅していただきながら、最終的にはこの骨子（案）、資料 2 の形にまとめていくわけですけど、今日の議論の目的としては、例えば資料 2 の中分類が軸になっていますけど、もっと大事な中分類があるのではないかと、或いは、説明の部分でこういったところの説明をもっと詳しくした方がいいのではないかと、或いは、もっと簡単にした方がいい

のではなかとか、ご意見等がございましたらということになりますでしょうか。基本これを固め、来週の本部会に提案するという事でこれを確認する必要があります。その上で、赤字が入っている具体的な中身の資料3につきましては、このところの議論をもう少し深めて欲しいとか、こういう所をもう少し細かく検討して欲しいとか、時間の許す範囲で検討いただければと思います。

**【渡辺玲子委員】**

2枚目の下から2番目の所で、事業所における人材の確保の松山委員のお話で「保育所の確保」となっていますが、「保育士の確保」が正しいと思いますので、訂正をお願いします。

**【田中委員】**

2ページですけど、私の意図が正しく伝わらなかったとっております。福祉における医療的ケアの充実のところ、看護師が医療的ケアをやらないということは、技術的にできないのではなくて、管理者がやってはいけませんという指示をしていることが問題と私は考えています。スキルについては親が日常的にやっていることですから、看護師がやれないということはないと思っております。それと、資料2ですが、重症心身障害児施設の充実等が何のことかと思うのですが、重症心身障害児施設は、石井先生の意見にもあるように全然足りていない、ベッド数は足りていないし、偏在している状況は東葛のほうにはできましたが、それで解消できたわけではありません。ここで言っている「充実」というのは、もっと作るということなのか、地図で見たときにない房総半島の南にも作ろうということなのか、もう少し具体的にに入れていただければいいかなと思います。

**【佐藤部会長】**

ありがとうございます。今の2点につきましていかがでしょうか。

**【障害福祉課 澤田副課長】**

まず、一点目の看護師の医療的ケアの部分は、こちらの整理が不十分だった所がございますので、訂正をさせていただきたいと思っております。それから、資料2の重症心身障害児施設の充実等の所ですが、これについては足りているという理解をしているわけではございませんが、直ちに箇所数を増やしていけるかどうかという部分もなかなか明確に書きづらいということもありましたので、職員も含めてですけど内容等の充実を図るという意味でこういった書き方とさせていただいているところです。

**【佐藤部会長】**

ありがとうございます。一つ目の具体的な対応としては、田中委員の方で意見等はございますでしょうか。例えば、管理職に対してやるようにご指示くださいとかは何か通知を出したりするのでしょうか。

【田中委員】

看護師さんがいるのですから、普通の福祉職の人にも痰の吸引をやってもらいましょうという流れの中であって、看護師がやっていないというのは、公的な所が多いと思っております。市でやっている児童発達支援センターであったりとか、そういう所ほどやっていない現状があるので、やってはいけないと言っているのは誰なんだろうと思ったりしてるのですが、最終的な責任者は市長さんになるのでしょうか、それをたどっていくと誰が駄目と言っているかわからないと言っているような現状じゃないかと思っております。

看護師さんの上司に当たるところでどこかで駄目と言っているわけですから、そういうことがないようにしていただきたいと思っております。

【佐藤部会長】

これは何らかの調査で把握されたりしているのでしょうか。先程、小児医療等のところでも喀痰吸引ができる事業所がどれ位あるのかというアンケート調査を実施するというのがありましたけど、現状を把握しないからには管理職にやってくれと言っても、やっている所もあるかもしれないので、どうなんでしょうか。

【障害福祉課 澤田副課長】

今回、拠点事業の中でその辺の把握もしていきたいと考えてますが、現状はまだ十分に把握できておりません。

【佐藤部会長】

今後、調査の中でも、是非、対象として取り上げていただいて、いずれにしても取組みの方向性としての書きぶりは少なくともこういうふうな書きぶりにはならないということになりますよね。

はい、他の部分についても構いませんので、もう少しこういう書きぶりにして欲しいとか、具体的にはこういう策があるのではないかとか、いかがでしょうか。

【渡邊（哲）委員】

本部会でどの程度ものが固まっていくのかというニュアンスをお伺いしたいと思えます。何故かと言いますと、資料3ですけど、特別支援学校の幼児課が一人の委員の意見として上がっていたかと思えます。それに対しての赤いコメントの幼児部の拡充を検討して参りたいとか、医療的ケアの所は既に特別支援学校は登校してきているお子さんについては、看護師研修、教員研修、それも県の資格認定を受けて研修に努めているところですけど、ここで言う研修の内容の向上を図るとなると、どういうことなのかとか。この辺については、前回の会議の意見を受けてすぐ、来週の本部会にこれが出てしまうという、例えば幼稚部を拡充していくというのは、教育庁としてオーソライズされて外に発信していかなければいけない話だと思いますので、スケジュール的に乱暴なのかなという印象を持ったのですが、そこら辺の見通しと本部会での固まり方を教えていただきたいと思いま

す。

**【障害福祉課 澤田副課長】**

再度、資料2と資料3の説明をさせていただきます。まず、資料の3ですけれど、左から右へ、現状、課題、成果目標、取組みの方向性、施策・事業等流れる形で議論をしていただくのですが、この資料自体が本部会に出るわけでもないですし、この形で載るわけでもないの、部会での作業での整理のようなものだにご理解いただきたいと思います。資料2の方が7月9日の本部会に上げるものですが、今求められているのは骨子（案）ということで、中分類に当たるものを議論をしていただくということです。ただ、中分類だけ出しても本部会の委員の皆さんにご理解いただけないものですから、その中でこういったものを議論しているのかというところが、説明の部分になります。これが最終的に第五次の計画の文章そのものになるというわけではございません。具体的な文章については10月ぐらいを目途に素案を考えていきたいと思っております。まずは、そのためのこういった項目が抜けているのではないか、こういう議論が必要ではないのかということ幅広にご議論いただければと思います。資料3の教育の部分ですが、特別支援教育課さんにもこの内容を見ていただいたものです。ただ、ここで即固めるというものではありませんので、さらに教育庁さんの中での議論が必要なのは十分わかりますので、慎重に進めていきたいと思っております。

**【渡邊（哲）委員】**

ありがとうございます。趣旨はわかりました。ただ、横の流れとしてこういう方向性ということとはわかるのですが、教育庁の方とも意見交換を進めてくださるとの理解で受け止めたいと思っております。例えば、特別支援教育課だけが障害のあるお子さんの窓口になっているわけではなくて、一つ例をとりますと、学校に幼稚部を作るとなると施設整備の話もありますので、財務施設課、財政課との協議も出てきますし、人の充当ということで、人事を扱う部署との調整もありますので、27年度に第五次計画を出していくという中ではこの場でこう整っていると語ってしまうのはずいぶんリスクの高い内容なので、障害福祉課さんの方に慎重に横の連携をとって頂ければと思います。それから、資料2の(4)が総合計画の中に入らないものだということで理解しました。まず、言葉の中になるのですが、特別支援コーディネーターではなくて、特別支援教育コーディネーターになりますので、よろしく願います。また、これは私個人の意見になりますが、発達障害を含む児童生徒が実際に知的障害のない発達障害のお子さんの場合、どこの環境下で学んでいるかといえば、幼稚園、小学校、中学校、高等学校となると、基本的に特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図ることが一人一人のということではなくて、むしろ、教職員一人一人が、或いは、学校が専門性を高めていかなければいけないという立場での文言になって頂けるといいのかなと感じた次第です。

**【佐藤部会長】**

はい、ありがとうございます。1点目の幼稚部のことに関しては、これを

取組みの方向性とするかについては議論が必要になるかと思いますが、意見は意見として受け止めながらも、視覚障害、聴覚障害等は幼稚部が現状でもございます。現実的には就学前のお子さんについては児童発達支援センターですとか、さまざまな療育機関、或いは、幼稚園、保育所がこの10年位の間にはたくさんの研修を重ねていますので、そういうことも含めながら幼稚部を取組みの方向性にするかどうかについては、議論の余地がかなりあると思います。それから、医療的ケアとの連携につきましては、ここの書きぶりは、既に特別支援学校の教員は研修をもうやっておりますので、多職種間の連携についての研修の内容についての向上を図るとかになるかと思いますが。

**【松井副部長】**

抜けているキーワードについて言及したいと思います。中分類の中で健診が重要なキーワードだと思います。健診の受診率を上げたり、スクリーニングの精度を高めるのが課題なのかと思います。1番の中の療育支援事業は3番だと思います。療育支援事業というのは、幼稚園・保育園を巡回するというのが大きな課題になっていると思いますので、3番の相談支援体制に来る方が座りがいいのかなと思います。それから、第四次計画を作る中で大きな議論をしてきたのは、虐待とか不登校とかいじめとかに対して一つの答えを生み出さなければいけないということで、第四次の中では療育支援コーディネーターがキーワードになったのですが、それをどこで読むのかが触れていないと思います。それから、障害によっては特殊性もあると思いますので、全般をみた限りは、発達障害と重心のことが前に出すぎてますけど、視覚であるとか聴覚であるとか、特殊性があるのは触れる必要があると思います。もう一点ですけど、いくつか事業名は出てきますけど、障害児通所施設でくくってしまうのではなく、放課後等デイサービスがとても重要なキーワードになってくると思います。

**【佐藤部長】**

ありがとうございます。今のご意見に対していかがでしょうか。

**【障害福祉課 澤田副課長】**

たしかに、第四次に比べたらかなりキーワードが抜けておりますので、健診ですとか虐待、いじめ、或いは、障害特性というものを、是非、参考にさせていただいて整理をしたいと思います。

**【佐藤部長】**

たしかに、(1)には乳幼児健診、早期発見とかを含めていただければと思います。あと関連しますけど、(3)にも主に発達障害児の早期発見、早期支援が行われるよう、保育士、幼稚園教諭となりますけど、ここにできれば保健師さんを含めてください。保健師と保育所、幼稚園とが連携する研修をしていく、そのような中身にさせていただけるように、保健師という文言を加えていただければと思います。

【小野委員】

資料3の①の障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実で発達障害児の保護者への支援の所です。知的障害の子供達の研修だけではなく、多くの発達障害の子どもたちが通っている普通学校の特別支援教育コーディネーターの研修等を充実させる、になると思います。あと、療育ということで私が思っているのは、学校に限らず、今回、児童発達支援センターの強化ということをやっていると思うのですが、ライフステージを通じた一貫した療育支援体制ということですが、学校一つ一つで区切るのではなく、児童発達支援センターがCASの役割を地域で担っていくのであれば、児童発達支援センターの評価というものと、療育等も発達支援センターが中心になって進めていく必要があります。障害特性、また、個々に対する支援、親への障害特性の教育等、また、相談事業や講演会やセミナーといったことを児童発達支援センターで強化していかなければ、まだまだ一人一人に手が届かないと思います。

【早坂委員】

資料2の(2)でシェルターの機能としての短期入所や入所施設が現状は足りていないということですので、その辺りをどのような表現にしたらいのかという所はありますが、そこは押さえなければいけないところだと感じています。それから、(5)の重症心身のところですが、東葛地域にできましたけど、現状は、看護師等の不足によって満床になっているところか、3分の1位という状況がありますので、やはりこれはものすごいエネルギーがかかって作られてきたものだと思いますので、またこれと同じものを頑張って作るとするならば、いきなりできるかといえば、おそらくそうではない。とするならば、(1)の大項目に書かれている県立の整備の強化と東葛地域にできたものの機能を充実させていくというか、活かしていくというか、そういう方向をもう少し明確にしたらいのではと感じました。

【佐藤部会長】

ありがとうございました。特に行動障害が激しい子どもたちが行く施設としては、袖ヶ浦の施設が機能していればそこに預けたいのだけど、今、そういう現状にないということで、これはかなり大きな問題ではないかと思っています。2点目にありました重症心身障害者の施設の整備等については説明のところにもう少し具体的な書き込みがあった方がいいのではというご指摘です。それについて、お答えいただいでよろしいでしょうか。

【障害福祉課 澤田副課長】

書きぶりは、もう少し検討させていただきたいと思います。

【渡辺玲子委員】

2ページの保育所における人材の確保というところで、保育士自体も今確保が難しいということが現状なのですが、保育園の役割としても保護者と子ど

もの両方をケアしていこうとか、地域の社会化を目指していこうとか、かなりいろんな活動をしているわけです。取組みの方向性の所で、発達障害への早期支援を図るために研修をするということがあるのですが、これ以前のところに問題がある気がします。また、ハード的な面でも保育士が苦勞していることがあります。よって、研修をすればという方向性で人材の確保ができるということでは済まされないので、もう少し方向性について考えていただきたいと思えます。あと、研修をするのであれば、保育士が児童発達支援センターに研修に行けるとか、実際に勉強している方がどのように子どもに関わっているかを現実に見せていただければ、聞いているだけよりも効果があると思えます。

#### 【小島委員】

幼稚園教諭の研修という部分でも、療育の入口というか、入ってきて右も左もわからない保護者の方もいますし、そういった方をどういった形で療育につなげていくのか、それには幼稚園教諭の知識も必要ですが、そのための研修だけではなくて、つなげる先との連携であったりとか、そういう部分での研修があればお互いにとっていいのかなと思えます。

#### 【大木委員】

人材育成の面で保育士がなかなか集まらないのが保育所では大きな問題ですし、以前に県では保育士専門学校がございましたがすでになくなっております。

その時点で県の方の方向としては、県立の保育学校はもう必要ないと考えてなくされたのではないかと思います。実際のところ大変人材が不足しているというような形で保育士さんになれる方、或いは、保育士の資格を取られても実際に就職される方が少ないという現状がございます。この辺を改善していく方法を考えないと、人材の育成にはならないと思えます。それと、先程、虐待の話がありましたけど、虐待等で入所して来られる方は発達障害の方もいらっしゃるし、そうでない方もいらっしゃいますが、みんな心に大きな傷を持っておりまして、愛着というすごく大きな問題を持っております。愛着の問題を持っている方は障害の程度に関わらず自立するのが難しいです。そういう問題がございますので、療育の早期の場面で心のケアということも考えていく必要があるのではないかと思います。そのためには、親御さんへのケア、お子さんへのケアの両方が必要なのではないかと考えております。それと、将来的な自立を目指していった場合に、進路を考えていく時に、社会的に自立している可能性のある人はグループホームを考えておりませんし、それも難しい方で、ご家族がお子さんを見られない方は成人施設という選択もございますが、その所も、今、全然足りていないという状況もありますので、そこも考えていかないと、今現在、小さいお子さんで療育して問題を起こさないようにしていくことと、実際に問題が起きてしまって施設にいる、或いは、家族と切り離さざるを得ない状況にある方たちの成人後の進路ですが、そちらに向けてのことも一つのライフ、お子さんの成長の過程の中のこととして考えていく必要があるのではないかと思います。



【松山委員】

今、保育所とか幼稚園の関係で子育ての申請の新システムということで認定こども園の関係ですとか、そういう制度がたくさん出てまして、今まで保育所の保育に欠けるという要件だけではなくて保育が必要ということで、その必要の中に障害のあるお子さんを抱えているということが一つの必要度だとかいうお話も今出てきて、各市町村が必要度の認定基準をどうやってするのかというのをどこの市町村でも一生懸命やっているのですが、松戸の場合はすぐには取り入れられないので、ほとんどが前の措置基準と同じようなものを取り入れて様子を見るというような形になっているのですが、保護者の方からは障害があっても働きたいという方がどうやっていくかというのが話が出てきているのもあって、その辺はこれからどんどんオープンになって契約制度になってきた時に、どういうふうにつながりをつけるのかなというのが、あと、障害の関係の課だけで作っている計画とそちらのほうの新しいシステムを取り入れている計画とどうリンクさせていくのということが分りづらいところだと思うので、そういうお話が少し聞けると思いまして発表しました。

【佐藤部会長】

確かに研修のあり方で言いますと、おそらく私立の幼稚園協会、或いは、民間の保育所の協議会、或いは、公立も含めて発達障害に関しては研修等をかなりやってきております。おそらく今後は療育支援コーディネーターや保育所等訪問支援、或いは、保健師とどう連携して、親御さんの気持ちをくみ取りながら療育に結び付けていくのかという点が今後の研修のポイントになるかと思えます。

【早坂委員】

資料3の2ページ目の3つ目の所ですけれど、29年度末までに18歳以上の入所者を地域移行させるというところの取組みの方向性のところで、とても簡単に障害者支援施設等への移行を図りますと書いてあるのですが、確か第4次のところでは入所施設の定員数は国の指針に則って千葉県も削減するという方向を打ち立てていますが、先程、大木委員がおっしゃったように足りていないという感じになっていますし、ロングのショートステイという変な日本語があります。入所枠がないので、ショートステイのまま入所のような形態をとっているという方を抱えている施設は概ねどこもありますということと、グループホームの建設に関して来年度はスプリンクラーの問題が明確にされてくるので、費用の問題ですとか、借家で大家さんとの折り合いの問題ですとか、含まれる問題は大きいので、さらっと移行できるかということで、書きぶりはもう少し検討が必要ではないかと思えます。

【佐藤部会長】

ありがとうございます。事務局の方で何かありましたらよろしくお願ひします。

**【障害福祉課 橋本班長】**

今の書きぶりということについてはですけど、国から障害者について減らせという通知が出てまして、障害児もそれに倣ってということで、今までは増やすという方向では県として考えていなかったのかと思っております。だとすれば、現状維持という形になってこようかと思うのですが、今の資料の書きぶりですと、さらっとした書きぶりになっているというご指摘はごもっともだと思います。ここについては、再度、検討してみたいと思います。

**【佐藤部会長】**

森山委員の方から何かご意見はありますでしょうか。

**【森山委員】**

実際に地域移行は児童相談所はやっていまして、障害児の施設から障害者の施設に移行するというところでやっているのですが、児童相談所が扱っているケースは虐待とかで親御さんが厄介な方が多いので、市にお願いするとかかなり市によって温度差があるということで、さっとやってくれる所となかなか動いてくれない所もありますし、あと、18歳になる親の所在地で受持ちの市町村が決まるとなると、行方不明で突然、神奈川の向こうの方とかで親の所在がわかると、今まで県内の市が行方不明で頑張りますと言っていたのが、突然、向こうでやってもらいたいということになって、市どうしのやり取りになるのですが、その中で子どもの関係機関が決まらないで右往左往するということが現実起きています。

**【障害福祉課 高梨主査】**

先程、早坂委員から入所施設の定員の削減というお話をいただきましたが、4次計画においては定員の方は維持をしますという書きぶりになっておりまして、入所者数については削減ということで国が10パーセントと示されている中で県はそこまでできないということで、削減としては163名を減するという書き方になっておりまして、今後、5次計画においても国は定員の削減という形で基本指針に示しているわけではなくて、定員を定めるという形になっておりまして、入所者数は削減という形になっておりますので、結果的に入所者数を減らすイコール定員の削減ととれるかもしれませんが、その表現は国は使い分けているという形になりますので、ご理解いただきたいと思っております。

**【早坂委員】**

私も実は3人目なのですが、19歳で親御さんはいるのですが、親御さんは生活がいっぱいで年金がまだ出ない、能力的には支援をしていけばいづれ、就労に結び付けられるかもしれないけど現状では非常に厳しいという方をグループホームとかで最初お話を来たのですが、どこからお金が出るのでしょうかという現状でした。これも、一つ把握していかなければいけない現状かもしれないということをつけ加えさせていただきます。

【佐藤部会長】

はい、ありがとうございます。早くからの支援体制を整えばそういう問題も少しは解決できるのではないかとということが我々に問われている部分もあるのかなと思うのですが、厳しい現実があることを認識したいと思います。

【田中委員】

教育のところなのですが、医療依存度が高くて学校に通えない子がいるのですが、ここに書いてあるのは特別支援学校に行った子については教員が対応しますというようなことがあるのですが、家から出られなくて訪問教育を受けている子の場合は、来た先生は何も医療的なことはしないということになっていると思うのです。それで、一番重い子が取り残されることがない計画を作ってもらいたいと思います。

【佐藤部会長】

具体的にこの資料のどこになりますでしょうか。

【田中委員】

2ページの④の障害のある子どもの一人一人に合わせた教育の充実という所なのですが、そこで書かれていることは学校に通ってきている医療依存度の高い子どもについて書かれていると思います。学校に通えなくて先生が訪問する濃厚な医療的ケアの必要な人について、来た先生は何もしないということなので、何か先生がいろいろやりますということが書かれているのですが、そういう人に対してのことも少し入れていただきたいと思います。

【佐藤部会長】

それは具体的には訪問指導の教員が親御さんがいるにもかかわらず、医療的ケアをすべきだというご議論なのですか。

【田中委員】

やっていただいてもいいのではないかと思いますけど。子どもも親だけではなくて、いろいろな人が関わるということは子どもにとって必要なことだと思います。そういう意味から、来てくれた先生が痰の吸引をすることもあるよとか、そういうことがあってもいいのではないかと思います。

【渡邊（哲）委員】

実際に学校で行っている医療的ケアというのは、医師の見極めのもとに看護師と認定を受けた教員が、ある子どもに特定して許可を得てやっています。ですから、訪問した場合に教員が単独でそのご家庭で医療行為というものは果たしてできるものなのかどうか、それは研修のシステムとか認可の中で認められているものなのかどうかは、今、私の知識の

中に入らないものですから、そこら辺について確認をして次回に臨みたいと思いますが、そういう声があるということについては予想されることですので、できないとすればそういう声に対して教育支援を行う中ではどういうことが考えられるのか県の課題として認識して参りたいと思います。

【松井委員】

サービス等利用計画につきましては、どこかでまとめた形で話が出てくるのでしょうか。出てこないとすれば、障害児利用計画の着実な推進というのは第五次でも書かないといけないことだろうと思いますし、併せて、援助技術の質的な向上ということも書き加えた形で書かなければいけないことだと思います。

【障害福祉課 澤田副課長】

それにつきまして、サービス等利用計画は児も含めてですけど、相談支援専門部会の方で議論をしているものですので、計画の中では漏れのないように書きこまれます。

【小野委員】

発達障害の子たちの療育と考えた場合、先程あったように、虐待や不登校になってしまっている子たちが多いと思います。その場合、療育や教育の手が差し伸べられるようにするため、心配のある子だからこういうふうに進んでいけばいいんだというような、安心して子育てしていける、目に見えるシステムを作っていただきたいと思います。やはりこういう子たちは医療関係との関わり方とか、スムーズな療育がされていないということで、2次障害、3次障害と出ている子たちは多いですし、医療との連携ということを大事に取り組んでいただきたいと思います。

【佐藤部会長】

それは、骨子案で言いますと（1）のライフステージにという所にもう少し医療みたいなことも具体的に加えることになりそうですでしょうか。

【小野委員】

発達障害の人たちの療育というのはそんなに簡単なものではないと思うのです。保育園の現場の先生がやってくださるのは暮らしやすい環境を与えてくれたりとか、療育の一部であって、障害に特化した療育を提供してくれるところがライフステージに合った一貫した療育をしてくれるところが必要です。児童発達支援センターに、そこまでのものをすぐに求めることができるのか？という不安もあります。私たちは、これまでCASを頼ってきました。身近に専門的に療育をしてくれるところがあまり無いからです。病院で行っているところもあるのですが、ほんの県内の僅かな所で心理士の方が療育しかやらないところもありますし、きちんとドクターに診ていただいてその後に勉強するという所はほんの僅かだと思いますので、その辺をもっと充実させていただきたいと思います。

【田熊委員】

ライフステージのところでは健診から保健センターへのフォローへの記述が抜けているので、保健センターから児童発達支援センターへの現在の果たしている機能の間が広く、ごっそり抜けていてそれもどちらもが歩み寄った形で、前回、前本委員から緩やかな支援の充実にどれだけ児童発達支援センターが入っていけるのか、すでに自立支援協議会とかネットワークを作る素地は地域に上がっていて、そういう中にどういうふうに入っていくのか、先程、障害児等療育支援事業の巡回という話がありましたが、既に機能している地域に飛び出している支援にどういうふうに入っていくのかということ、児童発達支援センターにそこまで求められるのかというのが現実的な問題だと思います。ここに赤字で載っている施策事業等の中身はこれから相当議論しないと実現できないと思っております。

【佐藤部会長】

ありがとうございます。説明の部分で、今、頂いたご意見を加味していただいて7月9日までにご修正をいただくということになります。これはまた委員の方にメールでお示し頂けるのでしょうか。

【障害福祉課 澤田副課長】

最終的に9日ですけど、課の中の締め切りが金曜日の午前中ということもございますので、大変恐縮ですが部会長と調整をさせていただいた上で、上げさせていただきたいと思っております。

【佐藤部会長】

一点、私から文言を加えてもらいたと思ったのは4番の(1)のライフステージのところのライフサポートファイルの拡充とあるのですが、拡充も大事なのですが去年の調査の中で、あっても活用されていない例がかなりあったので、ライフサポートファイルの拡充及び活用とか、活用という言葉をごどこかに入れておいていただきたいということをお願いしたいです。

【渡邊(哲)委員】

スケジュールの確認ですが、金曜日に我々委員の方にこれでよいかということの確認があるとのことですけど、それを受けて障害福祉課の方から場合によっては関係機関に改めて照会があるという理解でよろしいでしょうか。これが教育庁の意見として出られるのが困るのです。私が委員としてこれがいいのではないのですかということはお答えされるのですが、それを障害福祉課の方で教育庁の方に照会をかけるのかどうか。かからないのであれば、これが教育庁了解の基のような文言として出てしまうのかどうかということなんです。

【佐藤部会長】

骨子案について、渡邊委員のお立場で疑問に思う点がございましたらご指摘

いただければと思います。

**【渡邊（哲）委員】**

文言については特にないと思うのですが、発達障害というキーワードがあれば小学校、中学校、ハード面、ソフト面とかありますので、金曜日までに12課まとめて意見を調整して回答するのは厳しいということでございます。ですから、これが教育庁の意見として受け止めているのか、あくまでも今日の療育支援部会の意見で出されるのか。

**【障害福祉課 澤田副課長】**

少なくとも7月9日には部会として上げさせてもらいます。いずれにしる、このままの文言で最終的に文章になるわけではございませんので、執筆の段階でもまた確認をさせていただきながら進めさせていただくということでご理解をお願いします。

**【佐藤部会長】**

私も最終的にもう一点確認させていただきます。これは、9日に部会の案として上げて最終的に五次の計画として、印刷物になるのはいつ頃でしょうか。

**【障害福祉課 澤田副課長】**

関係機関に対する聴き取りですとか、パブリックコメント等を経まして、最終的には年度末になります。冊子になるのは来年度です。

**【佐藤部会長】**

要は年度内に教育庁さんも含めてきちんと確認を頂ければ時間的な猶予があると理解してよろしいでしょうか。

**【障害福祉課 澤田副課長】**

はい。

**【佐藤部会長】**

ではこれで、進行を事務局にお返しをしたいと思います。委員の皆さまの方、ご協力ありがとうございました。

**【障害福祉課 澤田副課長】**

本日審議いただきました骨子案につきましては、7月9日に開催されます第2回本部会に提出をさせていただきます。それを踏まえまして、第3回の療育支援専門部会を開催するわけですが、今の予定では8月の初旬開催を予定しております。開催時刻、場所等につきましては、皆様の日程を調整させていただいて決定してご連絡をさせていただきます。それでは、以上をもちまして第2回療育支援専門部会を閉会させていただきます。